

## 群響キャラバン開催・運営委託業務仕様書

### 1 業務の名称

群響キャラバン開催・運営委託業務

### 2 主催

群馬県

### 3 事業の趣旨・目的

「群響キャラバン開催・運営業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案実施要領

1 事業の趣旨・目的」のとおり

### 4 事業の概要

#### (1) 開催日程

令和4年11月1日(火) 午前

令和4年11月17日(木) 午後

令和4年11月18日(金) 午後

令和4年11月22日(火) 午後

令和4年12月8日(木) 午後

令和5年1月16日(月) 午後

令和5年1月17日(火) 午後

令和5年2月2日(木) 午前・午後

令和5年2月6日(月) 午後

令和5年3月2日(木) 午後

令和5年3月9日(木) 午後

令和5年3月21日(火・祝) 午前

※開催日は、受託業者決定後、上記日程から主催者と受託者との協議により決定する。

#### (2) 会場

県内のアンサンブル形式のコンサート開催が可能な小型ホール等

#### (3) 内容

・群馬交響楽団のアンサンブル形式コンサートの開催に係る調整・運営等

#### (4) 実施回数

最大10回

### 5 委託業務の内容

群響キャラバンの開催・運営に係る次の業務とする。

(1) 事業実施期間中に統括責任者(1名)をおき、関係者との円滑な調整を行う。

(2) 準備・設営・実施・撤収等のスケジュール調整、実施のための全体的な調整、管理を行う。

- ・開催地、日時、実施方法の決定
- ・演奏会の開催周知
- ・参加者の募集、決定、通知
- ・演奏会の実施に係る、公益財団法人群馬交響楽団をはじめとする関係団体との調整等

## 6 その他

- ・仕様書に記載の無い事項については、発注者と受託者の協議により決定する。

## 7 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、発注者と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 業務は、発注者との調整の中で変更等があり得る。
- (3) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (4) 受託者は、委託業務を他に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- (5) 事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由により発生したと認められた場合は、その損害は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受託者で協議して決定する。
- (6) 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、発注者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、委託業務以外の目的に使用したりしてはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。